

平成 30 年度業務実績に係る自己評価書

令和元年 6 月 26 日
独立行政法人農畜産業振興機構

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-1	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
肉用牛交付金を交付した件数	-	-	1,255件 (517件)						予算額(千円)	206,302,632			
目標業務日以内に交付した件数	35業務日 以内の交付	-	1,255件 (517件)						決算額(千円)	41,605,988			
達成度合	-	-	100% (100%)						経常費用(千円)	53,246,549			
肉用牛交付金を交付した回数	-	-	- (-)						経常利益(千円)	△25,493,694			
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日 以内の交付	-	- (-)						当期総利益(千円)	14			
達成度合	-	-	- (-)						行政サービス実施 コスト(千円)	18,172,373			
肉豚交付金を交付した件数	-	-	- (-)						従事人員数	52.86			
目標業務日以内に交付した件数	30業務日 以内の交付	-	- (-)										
達成度合	-	-	- (-)										
肉豚交付金を交付した回数	-	-	- (-)										

目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日以内の交付	-	-																
達成度合	-	-	-																

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（肉畜・食肉等）関係に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

4) 30年度の欄の括弧内は、TPP11協定発効前までの目標に基づく件数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
第2 中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。			(◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目)			
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等 (ア) 肉用牛交付金については、肉用牛生産者から	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等 (ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等 (ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金	◎第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 (1) 経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等 ◇(ア) 肉用牛交付金の交付 分母を肉用牛	<主要な業務実績> 平成30年度第4四半期に係る肉用牛交	<評価と根拠> 評価 b 販売確認申出書の提出	

<p>の販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。 (第 3 期中期目標期間実績:一業務日)</p>	<p>については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。</p>	<p>については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。</p>	<p>交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 35 業務日以内に交付した件数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は 100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>付金については、販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付した。 なお、TPP11 協定発効前までの目標であった概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に基金造成をする業務については、基金に係る補助金を概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に全て交付した。</p>	<p>期限から 35 業務日以内に全て交付することができた。達成度合は 100% (1,255 件/1,255 件)であった。 なお、TPP11 協定発効前までの目標に対しては、概算払請求書を受理した日から基金に係る補助金を 14 業務日以内に全て交付することができた。達成度合は 100% (517 件/517 件)であった。</p>	
<p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(イ)肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。 (第 3 期中期目標期間実績:一業務日)</p>	<p>(イ)肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>◇(イ)ホームページによる交付状況の公表 分母を肉用牛交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認め</p>	<p><主要な業務実績> 該当なし</p>	<p><評価と根拠> 評価一 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>(ウ)肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。 (第 3 期中期目標期間実績:一業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(ウ)肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。</p>	<p>(ウ)肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。</p>	<p>られる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇(ウ)肉豚交付金の交付 分母を肉豚交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 30 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%</p>	<p><主要な業務実績> TPP11 協定発効後の第 3 四半期における販売実績がなかったため、該当なし(第 4 四半期の販売確認申出書の提出期限は 4 月 20 日)。 なお、TPP11 協定発効前までの期間は、交付申請書を受理した日から補填金を 17 業務日以内に交付するとの目標であったが、平成 29 年度第 4 四半期、平成 30 年度第 1～第 3 四半期に係る補填金は、平均粗収益が平均コストを上回ったため、補填金は交付しなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定－ <課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	---	--	--	--

<p>(エ)肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績:一業務日)</p>	<p>(エ)肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>(エ)肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>未満であった d:達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇(エ)ホームページによる交付状況の公表 分母を肉豚交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、80%以上100%未満であった d:達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 該当なし</p>	<p><評定と根拠> 評定ー</p> <p><課題と対応> 特になし</p>		
--	--	--	---	---------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

子牛価格や牛・豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、関連する補填金等の発動が少なかったこと等のため。

<p>の交付等 （ア）肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。 （第3期中期目標期間実績：11業務日）</p>	<p>の交付等 （ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p>	<p>の交付等 （ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付 指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。</p>	<p>の交付等 ◇（ア）生産者補給交付金等の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した件数と生産者積立助成金を交付した件数の合計件数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 平成30年度第2四半期分に係る生産者補給交付金及び平成29年度第4四半期、平成30年度第1～第3四半期分に係る生産者積立助成金については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に全て交付した。 交付業務に当たっては、全国会議を開催して、事務スケジュールの順守の徹底等を図るとともに、指定協会に対して四半期毎に事務連絡文書を発して周知した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 交付申請書を受理した日から14業務日以内に全て交付することができた。達成度合は100%（202件/202件）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>						
<p>（イ）肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉</p>	<p>（イ）交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子</p>	<p>（イ）交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子</p>	<p>◇（イ）ホームページによる交付状況の公表 分母を肉用子牛生産者補給交</p>	<p><主要な業務実績> 生産者補給交付金の交付状況に係る情報について、平成30年度第2四半期分で</p>	<p><評定と根拠> 評定b 事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は</p>	

<p>用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績:5業務日)</p>	<p>牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>発動があったため、交付を終了した日から5業務日以内に公表した。 なお、平成29年度第4四半期分、30年度第1四半期分及び第3四半期分の肉用子牛生産者補給金の交付状況について、当該四半期は発動がなかったことから、その旨を平均売買価格告示の日から5業務日以内に公表した。</p>	<p>100% (1回/1回) であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	---	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-3	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ウ 畜産業振興事業 （2）緊急対策

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
緊急対策として 制定した事業数	—	—	28事業						予算額（千円）				
目標業務日 以内に要綱を 制定した事業数	18業務日 以内の要綱 制定	—	28事業						決算額（千円）				
達成度合	—	—	100%						経常費用（千円）				
									経常利益（千円）				
									当期総利益（千円）				
									行政サービス実施 コスト（千円）				
									従事人員数				

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報は、1-1に掲載している。

2) 需給調整・価格安定対策（指定食肉の売買等）に係る目標は、法律改正（TPP11 協定発効による指定食肉調整保管の廃止）に伴う中期目標等の変更により削除されたため、記載していない。なお、指定食肉の価格は堅調に推移しているため、平成30年度の実績は無かった。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る	○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 ◇ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施	<主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあつては、必要のあった全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。（第2の6の	<評定と根拠> 評定b 第2の6の（1）のイ参照 <課題と対応> 特になし	

<p>産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完する対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p> <p>（第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%）</p>	<p>産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完する対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p>	<p>産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完する対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p>	<p>分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>（1）のイ参照）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成30年度では、北海道胆振東部地震に加え西日本を中心に広い範囲で被害をもたらした豪雨や台</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>国と事業内容についての協議を速やかに行い、期限内に事業実施要綱を制定することができた。達成</p>
<p>（2）緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の</p>	<p>（2）緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の</p>	<p>（2）緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の</p>	<p>◇（2）緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国から</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成30年度では、北海道胆振東部地震に加え西日本を中心に広い範囲で被害をもたらした豪雨や台</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>国と事業内容についての協議を速やかに行い、期限内に事業実施要綱を制定することができた。達成</p>	

<p>畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：18業務日)</p> <p>【難易度：高】 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>の要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は80%未満であった</p>	<p>風による被害等への緊急支援対策として措置された28事業全てについて、国からの要請文受理後、18業務日以内に事業実施要綱を制定した。</p>	<p>度合は100% (28事業/28事業) であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-4	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
加工原料乳 生産者補給 交付金の支 払請求件数	—	44件	66件						
目標業務日 以内に交付 した件数	18業務日 以内の交付	44件	66件						
達成度合	—	100%	100%						
受託数量等 を公表した 回数	—	12回	12回						
目標業務日 以内に公表 した回数	9業務日以 内の公表	12回	12回						
達成度合	—	100%	100%						
								予算額（千円）	97,982,477
								決算額（千円）	63,337,019
								経常費用（千円）	60,988,102
								経常利益（千円）	△7,991,425
								当期総利益（千円）	1
								行政サービス実 施コスト（千円）	28,477,095
								従事人員数	20.39

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（酪農・乳業）関係に関するもの（指定生乳生産者団体等へ交付される交付金、輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付	○ 2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付		

<p>金の交付等 (ア)加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する(対象事業者及び指定事業者から18業務日を越えた支払希望がある場合を除く)。 (第3期中期目標期間実績：18業務日)</p> <p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>金の交付等 (ア)加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を越えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>金の交付等 (ア)対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金を交付する。ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を越えた支払希望がある場合を除く。</p>	<p>金の交付等 ◇(ア)生産者補給交付金等の交付 分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 加工原料乳生産者補給交付金について、交付対象事業者からの加工原料乳生産者補給交付金等の交付に係る支払件数70件に対し、18業務日以内に交付を行った件数は66件であった(4件は交付申請者が18業務日を越える支払を希望)。 加工原料乳生産者補給交付金業務の一層の迅速化を図るに当たっては、第1号交付対象事業者(注)に対し、事務の効率的処理への協力を要請する文書を発するとともに、その後においても現地調査等による指導を行った。</p> <p>(注)第1号交付対象事業者とは、生乳を生産者から集めて乳業に販売し、機構から補給交付金を預かり、生産者に補給金を交付する事業者である。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 18業務日を越えて支払希望のあった4件を除いて、支払請求のあった全てについて、18業務日以内の交付ができた。達成度合は100%(66件/66件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(イ)加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページ</p>	<p>(イ)交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了し</p>	<p>(イ)交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了し</p>	<p>◇(イ)加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とす</p>	<p><主要な業務実績> 交付対象事業者別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報については、全都道府県からの報告終了後、全て9業務日以</p>	<p><評定と根拠> 評定b 加工原料乳認定数量等に係る情報を全て9業務日以内に公表できた。達成度合は100%(12回/12回)であった。</p>	

<p>で公表する。 (第3期中期目標期間実績:8業務日)</p>	<p>た日から9業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>た日から9業務日以内に、ホームページで公表する。</p>	<p>る。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>内に公表した。 事務処理の迅速化等を図るに当たっては、都道府県及び第1号交付対象事業者へ文書を発し、相互連絡等について指導を行った。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	
--------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---	---	-------------------------------	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の乖離理由) 生乳生産の減少に伴い加工原料乳向け生乳数量が減少したことにより、加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みよりも下回ったため。また、国際価格の低下により輸入乳製品の買入価格が見込みよりも下回ったため。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-5	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 イ 畜産業振興事業

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
加工原料乳 生産者積立 金に係る補 助金を交付 した件数	—	— 一件	1 件						予算額（千円）				
目標業務日 以内に交付 した件数	14 業務日 以内の交付	— 一件	1 件						決算額（千円）				
達成度合	—	—	100%						経常費用（千円）				
									経常利益（千円）				
									当期総利益（千円）				
									行政サービス実 施コスト（千円）				
									従事人員数				

注) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報は、1-4に掲載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 イ 畜産業振興事業 （ア）酪農対策 酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填金の交付等を行う。	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 イ 畜産業振興事業 （ア）酪農対策 生乳生産者の経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 イ 畜産業振興事業 （ア）酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。	○ 2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （1）経営安定対策 イ 畜産業振興事業 ◇（ア）酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成 分母を加工原料乳生産者積立金に係る補助金	<主要な業務実績> 補填金の財源となる加工原料乳生産者積立金の造成を行うため、補助金の概算払請求書に係る支払件数1件に対し、14業務日以内に交付を行った件数は1件であ	<評定と根拠> 評定b 支払請求のあった1件について、14業務日以内の交付ができた。達成度合は100%（1件/1件）であった。 <課題と対応>	

<p>このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。</p> <p>(第3期中期目標期間実績:実績なし)</p>	<p>このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。</p>	<p>行うため、所要の基金造成を適切に行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。</p>	<p>を交付した件数とし、分子を当該補助金を14業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は、100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>った。</p>	<p>特になし</p>	
<p>【重要度：高】</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じ</p>	<p>(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあつては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p>	<p>◇(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施</p> <p>分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。</p> <p>s : 達成度合は100%であり、か</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>経営安定対策の補完対策にあつては、必要のあった全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。(第2の6の(1)のイ参照)</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>第2の6の(1)のイ参照</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

<p>て事業説明会等を実施する。 (第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)</p>	<p>て事業説明会等を実施する。</p>		<p>つ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>			
---	----------------------	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-6	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 (2) 需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 イ 乳製品需給等情報交換会議の開催

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
国から通知を受けた輸入数量	全量の輸入	137,202 トン	137,202 トン ※全乳換算数量						予算額（千円）				
輸入入札に付した数量	—	137,202 トン	137,202 トン ※全乳換算数量						決算額（千円）				
達成度合	—	100%	100%						経常費用（千円）				
国が指示する方針による売渡計画の合計数量	計画の確実な実施	64,496 トン	58,455 トン ※製品重量						経常利益（千円）				
売渡入札に付した数量	—	64,496 トン	58,455 トン ※製品重量						当期総利益（千円）				
達成度合	—	100%	100%						行政サービス実施コスト（千円）				
指定乳製品等の輸入の契約数	—	295 件	443 件						従事人員数				
目標業務日以内に売渡した契約数	20 業務日以内の売渡し	295 件	443 件										
達成度合	—	100%	100%										
流通計画の公表回数	4 回	4 回	4 回										
目標の期日	四半期終了	4 回	4 回										

までに公表した回数	月の翌月末までの公表																		
達成度合	—	100%	100%																
売買実績に係る情報を公表した回数	—	12回	12回																
目標の期日までに公表した回数	翌月 19 日までの公表	12回	12回																
達成度合	—	100%	100%																

注) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報は、1-4に掲載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （2）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 （ア）国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （2）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 （ア）生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （2）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 （ア）生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国から通知を受けた平成 30 年度の指定乳製品等の全量を輸入のための入札に付する。	○ 2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （2）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 ◇（ア）国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は	<主要な業務実績> 国家貿易機関として、平成 30 年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約を締結した。 i) 国から通知を受けた数量 137,202 トン ii) 輸入入札に付した上で契約を締結した、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ、デイ	<評価と根拠> 評価 b 国から通知を受けた数量の全量について、輸入入札に付した上で契約を締結できた。達成度合は 100%（137,202 トン / 137,202 トン）であった。 <課題と対応> 特になし	

<p>針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。 (第3期中期目標期間実績:輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合:100%)</p>	<p>事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。</p>	<p>100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、80%以上 100%未満であった d:達成度合は、80%未満であった</p>	<p>リースプレッド及びバターオイルの数量 (不落札分を除く) 全乳換算数量 137,202トン</p>	
<p>(イ)指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。</p>	<p>◇(イ)国が指示する方針による指定乳製品等の的確な売り渡し等 ① 指定乳製品等の的確な売り渡し 分母を国が指示する方針による売渡し計画の合計数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。 s:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b:達成度合は、</p>	<p><主要な業務実績> 四半期毎に農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡し計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイ、デイリースプレッド並びにバターオイルを売渡入札に付した。 i)売渡し計画の合計数量 58,455トン ii)売渡入札に付した数量 58,455トン</p>	<p><評定と根拠> 評定b 指定乳製品等に係る売渡し計画に基づき、全量を売渡入札に付すことができた。達成度合は100%(58,455トン/58,455ト)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

			<p>100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった (売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)</p>			
	<p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>② 需要者との意見交換の実施による需要者の要望・意向の把握 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、四半期毎に大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行ったほか、機構の売渡入札における落札需要者からも輸入乳製品に関する要望・意見等を把握するとともに、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックした。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 大手需要者との情報交換会議や機構の売渡入札における落札需要者からの意見聴取を通じ、需要者の要望・意見等を把握し、輸入商社等にフィードバックすることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを</p>	<p>(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを</p>	<p>(ウ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを</p>	<p>◇ (ウ) 価格高騰等の場合における 20 業務日以内の需要者へ売渡しの実施 分母を輸入の契約数 (20 業務日以内の売渡し</p>	<p><主要な業務実績> バター及び脱脂粉乳の安定的な供給を確保する観点から、平成 30 年 1 月 26 日付けで農林水産大臣からバター 13,000 トン、脱脂粉乳 13,800 トン</p>	<p><評定と根拠> 評価 b 農林水産大臣から輸入承認を受け、年度内に輸入したバター及び脱脂粉乳のうち、中期計画等のただし書によるもの以外の契約全てについて 20 業務日</p>	

<p>行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20業務日以内の売渡が需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：20業務日)</p>	<p>行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p> <p>ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>が需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。)とし、分子をこのうち当該輸入に係る指定乳製品等を20業務日以内に売渡した契約数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>の輸入承認を受け、バター284件、脱脂粉乳269件の輸入業務委託契約を締結した。</p> <p>このうち、①国内の需給状況を踏まえて売渡時期を判断することとし、中期計画等のただし書により20業務日以内の売渡しの対象から除外したバター10件(1,000トン)、及び②平成31年度の引渡しとなるバター71件・脱脂粉乳29件を除いたバター203件・脱脂粉乳240件の契約の全てについて、20業務日以内に売渡しを行った。</p> <p>(参考)</p> <p>平成30年度は、平成29年度に続き機構が相当量の業務用バターの追加輸入を行ったことなどから、バターの需給は安定しており、バター店頭調査における家庭用バターの欠品率は、ほぼゼロで推移している。</p>	<p>以内に売渡しを行い、達成度合は100%(443件/443件)であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
<p>(ウ) 上記(ア)又は(イ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通</p>	<p>(ウ) 上記(ア)又は(イ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通</p>	<p>(エ) 上記(イ)又は(ウ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通</p>	<p>◇(エ) 売り渡した輸入バターの流通計画等の公表</p> <p>分母を4回とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎にそれぞれ取りまとめ、四半期終了月の</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>輸入バターの流通販売計画を四半期毎に取りまとめ、公表することができた。達成度合は100%(4回/4回)であった。</p>	

<p>計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績:四半期終了月の翌月末)</p>	<p>計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p>	<p>計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p>	<p>回数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>翌月末までホームページで公表した。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(エ)指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績:翌月の19日)</p>	<p>(エ)指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の</p>	<p>(オ)指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の</p>	<p>◇(オ)売買実績に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められ</p>	<p><主要な業務実績> 売戻相手先から輸入許可書の速やかな提出を受けること等により、前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、ホームページにおいて翌月の19日までに全て公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価b 全ての月の買入れ・売戻し数量について、翌月の19日までに公表し、達成度合は100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

	<p>売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。</p>	<p>売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。</p>	<p>る b：達成度は、100%であった c：達成度は、80%以上 100%未満であった d：達成度は、80%未満であった</p>			
イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。 (参考:第3期中期目標期間実績:6回(平成29年度実績))	イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。	イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。	◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と5月、10月、11月及び1月に共催した。	<評定と根拠> 評定b 国と共催し「乳製品需給等情報交換会議」を開催し、関係者間で情報共有と意見交換を行った。	<課題と対応> 特になし

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-7	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （3）緊急対策

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
緊急対策として 制定した事業数	—	—	5事業						予算額（千円）				
目標業務日 以内に要綱 を制定した 事業数	18 業務日 以内の要綱 制定	—	5事業						決算額（千円）				
達成度合	—	—	100%						経常費用（千円）				
									経常利益（千円）				
									当期総利益（千円）				
									行政サービス実 施コスト（千円）				
									従事人員数				

注) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報は、1-4に掲載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （3）緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （3）緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （3）緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等	○ 2 畜産（酪農・乳業）関係業務 ◇（3）緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 s：達成度合は	<主要な業務実績> 平成30年度では、北海道胆振東部地震に加え西日本を中心に広い範囲で被害をもたらした豪雨や台風による被害等への緊急支援対策として措置された5事業全てについて、国からの要請文受理後、18業務日以内に事業実施要綱を制定した。	<評定と根拠> 評定b 国と事業内容についての協議を速やかに行い、期限内に事業実施要綱を制定することができた。達成度合は100%（5事業/5事業）であった。 <課題と対応> 特になし	

<p>に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：18業務日)</p> <p>【難易度：高】 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p>	<p>100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は80%未満であった</p>			
--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-8	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策 ア 指定野菜価格安定対策事業 イ 契約指定野菜安定供給事業 ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 エ 業務内容等の公表 オ セーフティネット対策の適切な対応 カ 野菜農業振興事業

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数（指定野菜）	—	1,115件	1,515件						予算額（千円）	17,434,234			
目標業務日以内に交付した件数	11業務日以内の交付	1,115件	1,515件						決算額（千円）	15,274,910			
達成度合	—	100%	100%						経常費用（千円）	14,451,961			
登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数（契約指定野菜）	—	109件	87件						経常利益（千円）	28,514			
目標業務日以内に交付した件数	21業務日以内の交付	109件	87件						当期総利益（千円）	235,256			
達成度合	—	100%	100%						行政サービス実施コスト（千円）	11,557,545			
野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総	—	707件	771件						従事人員数	30.25			

<p>が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。)の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。</p> <p>生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：11業務日)</p>	<p>ては、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>ては、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち11業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>付申請を受理した日から11業務日以内に全て交付した。</p>	<p>件/1,515件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>【重要度：高】</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>イ 契約指定野菜安定供給事業</p> <p>契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から21業務日以内に交付する。</p>	<p>イ 契約指定野菜安定供給事業</p> <p>契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から21業務日以内に交付する。</p>	<p>◇イ 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付</p> <p>分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち21業務日以内に交付した件数とする。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった87件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から21業務日以内に全て交付した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>交付申請のあった全てについて、21業務日以内に交付することができた。達成度合は100%(87件/87件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

<p>て、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。</p> <p>生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。</p> <p>(第 3 期中期目標期間実績：21 業務日)</p>			<p>s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は、100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>			
<p>【重要度：高】</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>						
<p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。</p> <p>助成金については、都道府県の</p>	<p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p>	<p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業</p> <p>ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付</p> <p>分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認め</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>助成金の交付については、交付申請のあった 771 件に対し、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>交付申請のあった全てについて、11 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100% (771 件 / 771 件) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

<p>野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：11業務日)</p>			<p>られる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>			
<p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>						
<p>エ 業務内容等の公表 ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績：毎月)</p>	<p>エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。</p>	<p>エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。</p>	<p>◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった</p>	<p><主要な業務実績> 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページに掲載した。 また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページに掲載した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 年度を通じて、毎月公表し、達成度合は100%（12月/12月）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

			<p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>			
	<p>オ セーフティネット対策の適切な対応</p> <p>農業災害補償法（昭和22年法律第185号）が農業保険法に改められ、収入保険が平成31年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。</p>	<p>オ セーフティネット対策の適切な対応</p> <p>農業災害補償法（昭和22年法律第185号）が農業保険法に改められ、収入保険が平成31年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。</p>	<p>◇オ セーフティネット対策の適切な対応</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b : 取組は十分であった</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>野菜事業関係担当者全国会議や、都道府県野菜価格安定法人等の要望に基づき出席した各県説明会（30道府県35回）において、生産者団体等に対して、収入保険開始に伴う野菜事業の変更内容について説明を行い周知を図った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>野菜事業関係担当者全国会議及び都道府県野菜価格安定法人主催の説明会等において、生産者団体等に対して周知を図ることができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
<p>オ 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事</p>	<p>カ 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事</p>	<p>カ 野菜農業振興事業</p> <p>野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事</p>	<p>◇カ 野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施分母を経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。</p> <p>s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のた</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>機構主催の会議等において契約野菜収入確保モデル事業の説明を行ったほか、業界紙への広告掲載、都道府県野菜価格安定法人主催の事業説明会の開催等により、事業の普及を図った。</p> <p>併せて、事業実施主体からの事業実施状況及び評価等のアン</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>機構主催の事業説明会等において、生産者団体等に対してモデル事業の周知を図ることができた。達成度合は100%（1事業/1事業）であった。</p> <p>また、事業の積極的なPRに努めた結果、1次、2次、3次公募合わせて72事業実施主体（228契約）を採択した。</p>	

<p>業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績:事業説明会の実施:100%)</p>	<p>業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>めの特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は、100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>ケート調査等を踏まえて、事業の効果及び課題を検証し、農林水産省に報告した。</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
--	---	---	--	--	----------------------------------	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の乖離理由)</p> <p>指定野菜等の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、交付金額が予算額を下回ったため。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-9	3 野菜関係業務 (2) 需給調整・価格安定対策

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
需給調整・価格安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数	—	2事業	2事業						
事業説明会等を開催した事業数	—	2事業	2事業						
達成度合	—	100%	100%						
								予算額（千円）	
								決算額（千円）	
								経常費用（千円）	
								経常利益（千円）	
								当期総利益（千円）	
								行政サービス実施コスト（千円）	
								従事人員数	

注) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報は、1-8に掲載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
3 野菜関係業務 (2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するための	3 野菜関係業務 (2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するための	3 野菜関係業務 (2) 需給調整・価格安定対策 野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下	○ 3 野菜関係業務 (2) 需給調整・価格安定対策 ◇野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施 分母を需給調整・価格安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。	<主要な業務実績> 野菜の需給動向や野菜の生産・流通・消費をめぐる課題と対応について、関係者間で情報や認識の共有を図るため、野菜需給協議会を開催した。また、緊急需給調整事業及び加工・業務用野菜生産基盤強化事業については、国、事業実施主体等との連携の	<評定と根拠> 評定 b 関係者間で情報の共有・共通認識の醸成を図るため野菜需給協議会を開催するとともに、野菜農業振興事業の事業内容及び目的などについて、野菜事業関係担当者全国会議において、説明会を実施し、事業の普及推進を図ることができた。達成度合は100%（2事業/2事業）で	

<p>ものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績:事業説明会の実施:100%)</p>	<p>ものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は、100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>下に、野菜事業関係担当者全国会議において、都道府県野菜価格安定法人等に対して事業内容及び目的等について説明を行った。</p> <p>なお、加工・業務用野菜生産基盤強化事業については、都道府県野菜価格安定法人や事業実施主体等と連絡・調整を密に行い、事業実施主体66者に対して、事業実施計画の承認等を行い、これに基づき交付金を交付した。</p>	<p>あった。</p> <p>なお、加工・業務用野菜生産基盤強化事業について、事業実施主体等と連絡・調整を密に行い、事業実施主体66者に対して交付決定を行うなど事業を適切に実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	---	------------------------------------	--	---	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

<p>よる概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績: 8業務日)</p>	<p>よる概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>よる概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は、100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>いて、8業務日以内に交付した。</p>	<p>/210件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>【重要度：高】</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>	<p>(イ)国内産糖交付金の交付</p> <p>国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績: 18業務日)</p>	<p>(イ)国内産糖交付金の交付</p> <p>国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>◇(イ)国内産糖交付金の交付</p> <p>分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理の総件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。</p> <p>s : 達成度合は</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>国内産糖交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった158件全てについて、18業務日以内に交付した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>交付申請のあった全てについて、18業務日以内に交付することができた。達成度合は100%(158件/158件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

<p>【重要度：高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P 等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p>			<p>100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>				
<p>(ウ)業務内容等の公表 ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績:翌月の15日)</p>	<p>(ウ)業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>(ウ)業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇(ウ)業務内容等の公表 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のた</p>	<p><主要な業務実績> 砂糖の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量について、翌月の15日までに、ホームページにおいて公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価b 計画どおり全て翌月の15日までに公表することができた。達成度合は100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし</p>		

<p>イ でん粉関係業務 (ア)でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績:8業務日)</p> <p>【重要度:高】 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営</p>	<p>イ でん粉関係業務 (ア)でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>イ でん粉関係業務 (ア)でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p>	<p>めの優れた取組内容が認められる b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、80%以上 100%未満であった d:達成度合は、80%未満であった</p> <p>イ でん粉関係業務 ◇(ア)でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b:達成度合は、100%であった</p>	<p><主要な業務実績> でん粉原料用いも交付金については、進行管理を徹底することにより、概算払請求があった77件全てについて、8業務日以内に交付した。</p>	<p><評定と根拠> 評定b 交付申請のあった全てについて、8業務日以内に交付することができた。達成度合は100%(77件/77件)であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
---	---	---	--	---	--	--

安定対策として、的確に実施する必要があるため。			c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった				
(イ)国内産いもでん粉交付金の交付	(イ)国内産いもでん粉交付金の交付	(イ)国内産いもでん粉交付金の交付	◇(イ)国内産いもでん粉交付金の交付	<主要な業務実績> 国内産いもでん粉交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった79件全てについて、18業務日以内に交付した。	<評定と根拠> 評定b		
国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 (第3期中期目標期間実績：18業務日)	国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理の総件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった		<課題と対応> 特になし	交付申請のあった全てについて18業務日以内に交付することができた。達成度合は100%(79件/79件)であった。	
【重要度：高】							
基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。							
(ウ)業務内容等の公表	(ウ)業務内容等の公表	(ウ)業務内容等の公表	◇(ウ)業務内容等の公表	<主要な業務実績> でん粉の制度の仕	<評定と根拠> 評定b		

<p>ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績:翌月の15日)</p>	<p>本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量について、翌月の15日までにホームページにおいて公表した。</p>	<p>計画どおり全て翌月の15日までに公表することができた。達成度合は100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の乖離理由) てん菜、さとうきび生産量が当初見込みを下回ったことにより、甘味資源作物交付金及び国内産糖調整交付金の交付額が予算額を下回ったため。</p>

<p>調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 (第3期中期目標期間実績:翌月の15日)</p>	<p>入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の15日までにホームページにおいて公表した。</p>	<p>100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>イ でん粉関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月</p>	<p>イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開すると</p>	<p>イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開すると</p>	<p>◇イ でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた</p>	<p><主要な業務実績> でん粉の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の15日までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 計画どおり全て翌月の15日までに公表することができた。達成度合は100%(12回/12回)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>の 15 日までに公表する。 (第 3 期中期目標期間実績:翌月の 15 日)</p>	<p>ともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。</p>	<p>ともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。</p>	<p>取組内容が認められる a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>			
---	---	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-12	5 情報収集提供業務 (1) 調査テーマの重点化 (2) 需給等関連情報の提供 (3) 情報提供の効果測定

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度		
需給等関連 情報を提供 した件数	—	1,227件	1,198件					予算額(千円)	655,268
目標の期日 までに提供 した件数	8業務日又 は翌月まで の公表	1,227件	1,198件					決算額(千円)	559,216
達成度合	—	100%	100%					経常費用(千円)	556,555
情報利用者の 満足度に 係る指標(5 段階評価、目 標)	4.0以上	4.0	4.0					経常利益(千円)	6,197
アンケート 調査結果の 平均値(実 績)	—	4.1	4.1					当期総利益(千円)	48,135
達成度合	—	103%	103%					行政サービス実 施コスト(千円)	416,308
								従事人員数	29.30

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。
2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
5 情報収集提供業務 (1) 調査テーマの重点化 需給等関連情	5 情報収集提供業務 (1) 調査テーマの重点化 農畜産物の需	5 情報収集提供業務 (1) 調査テーマの重点化 農畜産物の需	○ 5 情報収集提供業務 ◇ (1) 調査テーマの重点化 ア 情報利用者	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	

<p>報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p> <p>【指標】 情報利用者等の参画を得て開催する委員会が出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化。 (参考:第3期中期目標期間実績:委員会を年3回開催)</p>	<p>給動向の判断や経営の安定に資する情報等(以下「需給等関連情報」という。)の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業がTPP11協定等を契機として、新たな国際環境に入ることも踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p>	<p>給動向の判断や経営の安定に資する情報等(以下「需給等関連情報」という。)の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業がTPP11協定等を契機として、新たな国際環境に入ることも踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、平成30年度の実施状況及び平成31年度の計画について検討する。</p>	<p>等の参画を得て開催する委員会等を出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化</p> <p>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>情報利用者等のニーズを的確に把握するため、情報検討委員会を畜産、野菜、砂糖類・でん粉の分野毎に開催し、平成30年度の業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む平成31年度の計画について検討した。</p> <p>なお、情報検討委員会の開催日は、畜産は平成31年3月6日、野菜は平成31年3月5日、砂糖・でん粉は平成31年3月6日。</p> <p>また、情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行った。</p>	<p>評価 b</p> <p>平成30年度情報検討委員会を分野毎に計画どおり開催した。前年度情報検討委員会の意見等は、平成30年度に提供した記事等に適切に反映することができた。</p> <p>また、国内外の農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供については、これを迅速・的確に実施することができた。提供した情報に対し、新聞等での引用等や個別説明の要請等の反響があった。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>		<p><主要な業務実績> 外部の方を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応について以下のとおり積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニ</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 調査報告会の開催、講演依頼や個別説明要請等に対して積極的に対応し、調査成果の普及と情報ニーズのよりの的確な把握に努めることができた。</p>
---	--	--	---	---	---	-------------------------------	--	---	--

	<p>及と情報ニーズの把握に努める。</p>	<p>及と情報ニーズの把握に努める。</p>	<p>成果があった a :取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b :取組は十分であった c :取組はやや不十分であり、改善を要する d :取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>ズの把握に努めた。 ①調査報告会の開催：10回（平成29年度15回） ②外部からの講演依頼：11回（平成29年度9回） ③新聞等での引用等：1,387件（平成29年度1,481件） ④面談等による個別説明の要請等：30件（平成29年度29件）</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(2)需給等関連情報の提供 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。 (第3期中期目標期間実績:需給関連統計情報は10業務日、需給動向情報は翌月)</p>	<p>(2)需給等関連情報の迅速な提供 需給等関連情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。</p>	<p>(2)需給等関連情報の迅速な提供 需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。</p>	<p>◇(2)需給等関連情報の迅速な提供 ア 情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。 s :達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a :達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b :達成度合は、100%であった</p>	<p><主要な業務実績> 情報件数 1,198 件 (うち需給関連統計情報 682 件、需給動向情報 516 件) の全てを期間内に公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 需給関連統計情報及び需給動向情報を年度計画で定めた期間内に迅速に公表できた。達成度合は100%(1,198件/1,198件)であった。 <課題と対応> 特になし</p>	

				<p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>			
	<p>また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。</p>	<p>イ 情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等があった場合の迅速な対応 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 情報利用者等から 211 件（うち国から 52 件、国以外から 159 件）の問合せがあり、情報を保有していた 201 件については、全て翌業務日以内に対応した。 なお、情報を保有していなかった 10 件については、新たなデータの収集を行い、2～8 日後までに対応した。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定 b 情報利用者等からの問合せ等に対し迅速に対応することができた。</p> <p>＜課題と対応＞ 特になし</p>		
<p>(3) 情報提供の効果測定 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を</p>	<p>(3) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指</p>	<p>(3) 情報提供の効果測定等 ア アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化した 5 段階評価で 4.0 以上の評価を得る。</p>	<p>◇ (3) 情報提供の効果測定等 ア アンケート調査の実施 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施した。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定 b アンケート調査を適切に実施することができた。</p> <p>＜課題と対応＞ 特になし</p>		

指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。 (第3期中期目標期間実績:4.1)	標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。		<p>b:取組は十分であった</p> <p>c:取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>(配布4,401件、回答1,568件、回収率35.6%)</p>			
			<p>イ 情報利用者の満足度</p> <p>分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。</p> <p>s:達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある</p> <p>a:達成度合は、120%以上であった</p> <p>b:達成度合は、100%以上120%未満であった</p> <p>c:達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d:達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>情報利用者の満足度を把握するため、平成30年度のアンケート調査を実施したところ、その集計結果は5段階評価で4.1であり、目標の4.0を上回った。</p> <p>「畜産の情報」の評価結果:4.2</p> <p>「野菜情報」の評価結果:4.1</p> <p>「砂糖類・でん粉情報」の評価結果:4.1</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>情報利用者の満足度は、中期計画・平成30年度計画における目標(4.0)以上を達成できた。達成度合は103%(4.1/4.0×100)であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>		
また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について	また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について	イ アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必	ウ 情報提供内容等の改善等	<p>s:取組は十分であり、かつ、目標</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>情報検討委員会の意見等を踏まえ、調査テーマの重点化を図</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>アンケート結果等を踏まえ、情報提供内容につい</p>	

<p>必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>必要な改善及び業務の合理化を行う。</p> <p>さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p>	<p>を上回る顕著な成果があった</p> <p>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b:取組は十分であった</p> <p>c:取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>ることにより、業務の効率化を行うとともに、重点テーマに基づき調査した結果を特別編集として情報誌に反映させた。</p> <p>ホームページのスマートフォン対応について、30年11月以降の情報誌の記事については、全て対応することができた（なお、畜産及び砂糖類・でん粉関係記事は、過去分の情報も対応済み）。</p>	<p>て必要な改善を行うことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

農畜産物の需給・価格動向を踏まえ、調査の内容及び回数を見直したこと等から予算額を下回った。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-13	6 TPP等政策大綱への対応

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度			30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
										予算額（千円）				
										決算額（千円）				
										経常費用（千円）				
										経常利益（千円）				
										当期総利益(千円)				
										行政サービス実 施コスト（千円）				
										従事人員数				

注) 前述の畜産（肉畜・食肉等）関係業務、特産（砂糖・でん粉）関係業務の一環として実施しているため、主要なインプット情報は記載していない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
6 TPP等政策大綱への対応 TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携(国からの通知を含む)の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日	6 TPP等政策大綱への対応 TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携(国からの通知を含む)の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日	6 TPP等政策大綱への対応 TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携(国からの通知を含む)の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日	○6 TPP等政策大綱への対応 TPP等への適切な対応 s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分であり、改善	<主要な業務実績> TPP11 協定や日欧EPAの発効に伴い、牛・豚マルキン事業の法制化や砂糖の価格調整制度の対象への加糖調製品の新規追加に対応すべく、新制度に係る業務が協定発効日から円滑に実施できるよう農林水産省と緊密な連携を図り、業務方法書や内部規程の整備、関	<評定と根拠> 評定 a 農林水産省と緊密に連携しつつ、的確に進行管理を行うことで、協定発効日までに新制度に係る業務の機構内における実施体制を整備した。 併せて、新制度の円滑な運用が図られるよう関係団体や輸入者等に対する説明会等を繰り返し開催した。 特に、新たに調整金徴収	

	<p>から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。</p>	<p>から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。</p>	<p>から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。</p>	<p>を要する d:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>係団体や輸入業者等への周知のための全国説明会の開催等に限られた期間内に実施するなど、的確に準備を進めるとともに、協定発効後において当該業務を適切に実施した。</p>	<p>業務の対象となった加糖調製品の輸入者がこれまでの制度対象者と異なることに加え、年間輸入申告件数（約 15,000 件）は、従来の輸入糖の売買件数（約 2,300 件）に比べ相当多いことから、業務量の増大を余儀なくされたが、手続の Web 化により最大限の合理化・効率化を図り、申請者の利便性の向上を実現することができた。</p> <p>これらのことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたため、a 評価とした。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	---	---	---	--	---	---	--

4. その他参考情報

特になし

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-1	1 業務運営の効率化による経費の削減

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費(附帯事務費(特殊要因による増減する経費を除く。))の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制	(平成29年度業務経費(附帯事務費)) ※特殊要因・消費者物価指数の影響額除く	平成29年度比で1.0%の抑制 ※特殊要因・消費者物価指数の影響額除く					
業務経費(当年度予算額)	—	2,984百万円	2,953百万円					
対前年度平均縮減率	—	—	1.0%					
達成度合	—	—	100%					
一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制	(平成29年度一般管理費(人件費を除く)) ※特殊要因・効率化除外経費・消費者物価指数の影響額除く	平成29年度比で3.0%の抑制 ※特殊要因・効率化除外経費・消費者物価指数の影響額除く					
一般管理費(当年度予算額)(百万円)	—	254百万円	246百万円					
対前年度平均縮減率	—	—	3.0%					
達成度合	—	—	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価		
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				

<p>1 業務運営の効率化による経費の削減</p> <p>(1) 業務経費の削減</p> <p>業務の見直し及び効率化を進め、業務経費(附带事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>1 業務運営の効率化による経費の削減</p> <p>(1) 業務経費の削減</p> <p>業務の見直し及び効率化を進め、業務経費(附带事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>1 業務運営の効率化による経費の削減</p> <p>(1) 業務経費の削減</p> <p>業務の見直し及び効率化を進め、業務経費(附带事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))については、少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>○ 1 業務運営の効率化による経費の削減</p> <p>◇ (1) 業務経費の削減</p> <p>業務経費(附带事務費(特殊要因により増減する経費を除く。))を少なくとも対前年度比1%削減する。</p> <p>s : 達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある</p> <p>a : 達成度合は、120%以上であった</p> <p>b : 達成度合は、100%以上 120%未満であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成 30 年度の業務経費(附带事務費)の予算額(特殊要因・消費者物価指数の影響額除く。)については、2,953 百万円となり、対前年度比1.0%の抑制となった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>平成 30 年度における業務経費(附带事務費)については、対前年度比1.0%の抑制となり、達成度合は 100%であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
<p>(2) 一般管理費の削減</p> <p>業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因に</p>	<p>(2) 一般管理費の削減</p> <p>業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因に</p>	<p>(2) 一般管理費の削減</p> <p>業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因に</p>	<p>◇ (2) 一般管理費の削減</p> <p>一般管理費(人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)を少なく</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成 30 年度の一般管理費(人件費・特殊要因・効率化除外経費・消費者物価指数の影響額除く)の予算額については、246 百万円となり、対前年度比3.0%の抑制となった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>平成 30 年度における一般管理費(人件費を除く。)については、対前年度比3.0%の抑制となり、達成度合は 100%であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

<p>より増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>より増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>より増減する経費を除く。)については、少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p>	<p>とも対前年度比3%削減する。 s : 達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a : 達成度合は、120%以上であった b : 達成度合は、100%以上 120%未満であった c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった</p>			
--	--	--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-2	2 役職員の給与水準

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
					業務実績	自己評価		
	2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	2 役職員の給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。	○2 役職員の給与水準 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 平成 29 年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は 102.1 で、国家公務員と同程度の給与水準となり、その検証結果等を平成 30 年 6 月 29 日に公表した。 対国家公務員指数が平成 26 年度から 2 年連続で上昇したことを踏まえ、平成 30 年度においても、管理職の昇給幅の抑制等を行った。 なお、平成 30 年度の指数は 102.8 となる見込みである。	<評価と根拠> 評価 b 平成 29 年度給与水準について、国家公務員の状況を考慮した上で、必要な取組を十分行い、国家公務員と同程度とすることができた。また、その検証結果等をスケジュールどおりに公表した。 <課題と対応> 特になし		

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-3	<p>3 調達等合理化</p> <p>(1) 「調達等合理化計画」に基づく取組</p> <p>(2) 競争性、透明性の確保</p> <p>(3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況</p>

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
締結した契約件数 (真にやむを得ない 随意契約及び少額随 意契約を除く)	競争性のある契 約の実施	308件	322件					
競争性のある契約と した件数	—	308件	322件					
達成度合	—	100%	100%					
企画競争・公募等を 実施した随意契約の 件数	—	89件	16件					
機構掲示板への掲示 及びホームページへ の掲載件数	企画競争・公募 等の掲載	89件	16件					
達成度合	—	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で	3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化	3 調達等合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」 (平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基	○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組 (1) 「調達等合理化計画」に基づく取組 分母を機構が締結した契約件数(真にやむを得	<主要な業務実績> 平成30年6月に策定した「平成30年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画」に基づく取	<評定と根拠> 評定b 随意契約等審査委員会に付議したことにより、機構が締結した契約のうち真にやむを得な	

<p>迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとする。競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとする。競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>ない随意契約及び少額随意契約を除く）とし、分子を競争性のある契約件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>組を着実に実施し、随意契約等審査委員会へ諮問された契約のうち、事務室の賃貸契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ない随意契約を除いた全契約（7件）について、企画競争・参加確認型公募による随意契約とした。 これにより、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く機構が締結した契約（322件）全てについて競争性のある契約とした。また、機構が締結した契約（少額随意契約を除く）全てについて毎月機構ホームページにおいて公表した。 さらに、入札等公告のつど調達情報メールマガジンを配信したほか、一者応札・応募の改善に向けて、一者応札であった入札46件のうち入札説明会に複数者が参加したもの（37件、83者）についてアンケートを実施する等の取組を行うとともに、その状況を公表した。 また、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を平成30年6月19日に開催し、平成29年度の契</p>	<p>い随意契約及び少額随意契約を除く全てについて競争性のある契約とすることができ、達成度合は100%（322件/322件）であった。 また、競争契約、随意契約（少額随意契約を除く）の状況については、毎月、機構ホームページで公表することができた。 なお、一者応札であった入札について、入札説明会に参加したものの応札のなかった者へのアンケートを実施することができた。また、入札等公告の翌日までにはメールマガジンを配信し、入札等公告の迅速な周知を行うことができた。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>
--	--	---	--	---	--	--------------------------------

			<p>(2) 競争性、透明性の確保</p> <p>分母を企画競争・公募等を実施した随意契約の件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。</p> <p>s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>約状況の点検を受け、いずれも了承された。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>競争性・透明性を確保するため、競争性のある随意契約(企画競争・公募等)16件全てにおいて、機構掲示板及び機構ホームページへの掲載を行った。</p> <p>また、契約監視委員会を平成30年6月19日に開催し、平成29年度の契約状況、一者応札解消に向けた取組状況など契約の点検を受け、了承された。</p> <p>なお、議事要旨について、機構ホームページにおいて公表した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価b</p> <p>企画競争・公募等を実施した16件全てにおいて、機構掲示板及びホームページへの掲載を行い、達成度合は100%(16件/16件)であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
<p>また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。</p> <p>【指標】</p>	<p>また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点</p>	<p>また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点</p>	<p>(3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、定期監事監査において入札・契約のチェック</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価b</p> <p>毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、契約監視委員会による点検を受け、指摘事項等に適切に対応し、十分</p>	

<p>入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会における点検結果及びその反映状況。 (参考：第3期中期目標期間実績：委員会を年1回開催)</p>	<p>検を受ける。</p>	<p>検を受ける。</p>	<p>成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>を受けた。 また、契約監視委員会に平成29年度の契約の状況を報告し点検を受けた。 なお、監事及び契約監視委員会から受けた指摘については、必要に応じ業務運営に反映している。</p>	<p>な取組を行った。 ＜課題と対応＞ 特になし</p>	
--	---------------	---------------	--	--	--------------------------------------	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(契約に係る事務手続等) 契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。 契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。 また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。</p> <p>(第三者への再委託) 委託契約の内容全てを第三者に委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により機構の承認を得ることを求めており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。平成30年度においては、システム関係26件、調査関係3件、印刷関係3件、その他4件について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約内容を実施するためには、やむを得ないと判断したものである。</p> <p>(一者応札の解消に向けた取組) ①公告期間の延長、②IT技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の作成・開示、③調達情報の「メルマガ」配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づく公告時期の早期化、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組を実施した。この結果、一者応札は、調査関係では14件となり前年度の25件から減少したものの、システム関係では前年度の4件から22件に増加したこと等により、全体では46件（前年度36件）となった。増加した主な要因は、TPP11協定の発効や収入保険の開始に伴う制度改正により、既存の業務システムの改修等が必要となったことなどによるものである。</p> <p>(法人の長に対する報告) 平成30年6月19日に開催された第10回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長に報告し、点検・評価を受けた。</p> <p>(会計検査院からの指摘への対応) 平成30年度は指摘なし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-4	4 業務執行の改善 (1) 業務全体の点検・評価 (2) 補助事業の審査・評価

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
					業務実績	自己評価	
	4 業務執行の改善 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価及び補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	4 業務執行の改善 (1) 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	4 業務執行の改善 (1) 業務全体の点検・評価 ア 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。	○ 4 業務執行の改善 ◇ (1) 業務全体の点検・評価 ア 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な	<主要な業務実績> 年度計画を具体化するための「具体化推進シート（工程表）」を年度初めに策定し、四半期毎に実施したヒアリングの際、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて業務の進捗状況について自己評価を行い、その	<評定と根拠> 評定 b 工程表に基づき、四半期毎に点検・分析を行うことにより、業務運営の的確な進行管理を行うとともに、工程表に自己評価を記述する欄を設け、四半期毎の点検・分析を行う際、これに毎回記述を行うことにより、業務の進行状況及び実績の点検・評価に十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし	

				改善を要する	結果を取りまとめ、各部に共有した。		
					<p>【参考】</p> <p>平成 30 年度は 4 月、7 月、10 月、1 月に実施した。</p>		
			イ 平成 29 年度及び前中期目標の期間における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。	イ 第三者機関による業務の点検・評価の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<p><主要な業務実績></p> <p>平成 30 年 6 月 8 日に「平成 29 年度業務実績について」等を議題とする、外部専門家・有識者からなる第 16 回機構評価委員会を開催し、平成 29 年度及び第 3 期中期目標期間の業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価 b</p> <p>計画どおり第三者機関による業務の点検・評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
			ウ 第三者機関による平成 29 年度及び前中期目標の期間における業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。	ウ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果が	<p><主要な業務実績></p> <p>委員会の終了後、議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を行った。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価 b</p> <p>四半期ヒアリング実施時に確認することにより、業務の点検・評価結果の確実な業務運営への反映に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

	<p>(2) 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>(2) 補助事業の審査・評価 平成 29 年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>あった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇ (2) 補助事業の審査・評価 ア 事業の達成状況等の自己評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>イ 第三者機関による事業の審査・評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標</p>	<p><主要な業務実績> 「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、平成 29 年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。</p> <p><主要な業務実績> 平成 30 年 7 月 6 日に外部専門家・有識者からなる第 24 回補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 補助事業の的確な進行管理とともに、平成 29 年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠> 評定 b 補助事業に関する第三者委員会を開催し、補助事業の審査・評価に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1852 84 2436 541"></td> <td data-bbox="2436 84 2807 541"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1852 541 2436 680"></td> <td data-bbox="2436 541 2807 680"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1852 680 2436 1528"></td> <td data-bbox="2436 680 2807 1528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1852 1528 2436 1577"></td> <td data-bbox="2436 1528 2807 1577"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1852 1577 2436 1932"></td> <td data-bbox="2436 1577 2807 1932"></td> </tr> </table>										

			<p>を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>			
		<p>ウ 必要に応じた業務の見直し</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>補助事業に関する第三者委員会の結果を踏まえ、業務の見直しが必要な事項についての検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において必要な業務の見直しを行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>業務の必要な見直しを行った。また、見直しの実施状況について、四半期ヒアリング実施時に確認することにより、業務の点検・評価結果の業務運営への反映に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>		

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-5	5 機能的で効率的な組織体制の整備

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	5 機能的で効率的な組織体制の整備 業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	○5 機能的で効率的な組織体制の整備 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> T P P 11 協定の発効に伴う業務内容の変更に対応するため、10月末に特産調整部に輸入に係る加糖調整製品の調整金徴収業務を担当する輸入調整第二課を新設した。このほか、中期目標のセグメント区分と整合させる観点から畜産部門の組織を、また、より効率的な業務運営を進める観点から野菜2部及び特産業務部の課の体制をそれぞれ見直し、3月末に行った組織規程の一部改正により実施体制を整備した。	<評定と根拠> 評定b 業務内容の変更等に応じて十分に機能的で効率的な組織体制を整備することができた。 <課題と対応> 特になし	

--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-6	6 補助事業の効率化等 (1) 透明性の確保 (2) 効率的な事業の実施

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業数	—	13事業	13事業					
公募を実施した事業数	全ての事業について公募の実施	13事業	13事業					
達成度合	—	100%	100%					
公表回数		8回	8回					
目標業務日以内に公表した回数	四半期終了月の翌月末	8回	8回					
達成度合		100%	100%					
新規に実施した補助事業数(拡充事業を含む。)	—	5事業	3事業					
事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	5事業	3事業					
達成度合	—	100%	100%					
事業採択を行った件数		90件	137件					
評価基準を満たしているものを採択した件数	評価基準を満たしているものを全て採択	90件	137件					
達成度合	—	100%	100%					
利用状況調査対象件数		45件	38件					
利用状況を確認した件数	対象件数の全てを確認	45件	38件					
達成度合	—	100%	100%					
事後評価で効用が費用以下となった件数		2件	0件					
現地調査等を通じ改善を指導した件数	全て改善を指導	2件	—					

達成度合	—	100%	—				
要領、実施計画及び 交付申請の合計件数	—	1,202 件	1,352 件				
目標業務日以内で承認 通知及び交付決定の通知 を行った件数	10 業務日以内の 承認通知及び交付決定の 通知	1,202 件	1,352 件				
達成度合	—	100%	100%				
新規等の補助事業数		—	3 事業				
評価手法導入事業数	全ての対象事業 に評価手法を導入	—	3 事業				
達成度合	—	—	100%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
					業務実績	自己評価	
	6 補助事業の 効率化等 (1) 透明性の確保 透明性の高い 事業の実施を 図る観点から、 補助事業につ いての事業実 施主体の選定 に当たっては、 原則として公 募によること とするとともに、 事業内容等の 事業に関する 各種情報を公 表することとし、 事業の採択の 概要については、 四半期終了 月の翌月末ま で公表する。 また、事業の 適切かつ円滑な 実施の観点から、	6 補助事業の 効率化等 (1) 透明性の確保 透明性の高い 事業の実施を 図る観点から、 補助事業につ いての事業実 施主体の選定 に当たっては、 原則として公 募によること とするとともに、 以下の取組を 実施する。	6 補助事業の 効率化等 (1) 透明性の確保 透明性の高い 事業の実施を 図る観点から、 補助事業につ いての事業実 施主体の選定 に当たっては、 原則として公 募によること とするとともに、 以下の取組を 実施する。	○ 6 補助事業 の効率化等 ◇ (1) 透明性の 確保 ア 分母を事業 数(事業の性格・ 内容に照らし、 公募による事業 実施主体の選定 に当たっては、 なじまないもの を除く。)とし、 分子をこのうち 公募を実施した 事業数とする。 s : 達成度合は 100%であり、 かつ、その達成 のための特に 優れた取組内 容が認められる a : 達成度合は 100%であり、 かつ、その達成 のための優れた 取組	<主要な業務実績> 平成 30 年度補正予 算及び同 31 年度当 初予算(追加公募 を含む。)に係る 畜産振興事業並 びに平成 30 年 度当初予算及び同 31 年度当初予算 に係る野菜農業 振興事業について、 事業の公表後、 事業実施主体の 選定に当たっては 公募を行った。 (内訳) 畜産分野 : 年 2 回、11 事業 野菜分野 : 年 4 回、2 事業	<評定と根拠> 評定 b 畜産振興事業及 び野菜農業振興 事業について、 事業実施主体の 選定を公募方式 で行うことによ り、効率的かつ 透明性の高い事 業の実施を図る ことができた。達成 度合は 100% (13 事業/13 事業) であ った。 <課題と対応> 特になし	

<p>業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p>			<p>内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>			
	<p>ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p>	<p>ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p>	<p>イ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までにホームページに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効果的な実施を図るため、平成30年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、計画どおり、速やかにホームページにおいて公表した。 (内訳) 畜産分野：年4回 野菜分野：年4回</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 提供する情報について、適宜ホームページにおいて公表できた。達成度合は100% (8回/8回) <課題と対応> 特になし</p>	

	<p>イ 事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p>	<p>イ 新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p>	<p>ウ 事業説明会等の実施 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、 ①畜産振興事業において、必要のあった新規2事業・拡充1事業の全てについて、事業実施主体に対する事業説明会（肉畜1回、酪農3回、全4回）及び現地確認調査（肉畜1回）を実施した。 なお、継続事業についても同様の説明会（肉畜22回、酪農7回、全29回）及び現地確認調査（肉畜70回、酪農10回、全80回）を実施した。 ②野菜農業振興事業における継続事業について、事業実施主体に対する説明会（4回）及び現地確認調査（38回）を実施した。（30年度においては、新規の事業はなかった。）</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 畜産振興事業における新規・拡充事業の説明会等を計画的に行うことにより、事業実施主体に対する指導の徹底を図ることができた。達成度合は100%（3事業/3事業）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
<p>（2）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について</p>	<p>（2）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以</p>	<p>（2）効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以</p>	<p>◇（2）効率的な事業の実施 ア 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標</p>	<p><主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムにより執行件数や執行額等について毎月進捗状況の管理を行った。</p>	<p><評価と根拠> 評価 b 進行管理システムにより、事業の進行管理を的確に実施した。 <課題と対応> 特になし</p>	

<p>て、10 業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。</p> <p>また、畜産業振興事業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：要領等の受理から 10</p>	<p>下の取組を実施する。</p> <p>ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>下の取組を実施する。</p> <p>ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。</p>	<p>を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>イ 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているもの採択</p> <p>分母を事業採択を行った件数とし、分子を評価基準を満たしているものを採択した件数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は100%であった</p> <p>c：達成度合は、</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>評価手法が開発されている施設整備事業について、効果が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。</p> <p>(費用対効果・採択件数)</p> <p>食肉流通改善合理化支援事業 1件</p> <p>小計 1件</p> <p>(コスト分析・採択件数)</p> <p>酪農経営支援総合対策事業 74件</p> <p>肉用牛経営安定対策補完事業 24件</p> <p>食肉流通改善合理化支援事業 3件</p> <p>養豚経営安定対策補</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価 b</p> <p>費用対効果分析手法又はコスト分析手法に基づく評価基準を満たす事業を採択することにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。達成度合は 100% (137 件/137 件) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
---	---	---	---	--	--	--

業務日以内の承認等：99%)	イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	ウ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	完事業 1件 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 34件 小計 136件 合計 137件	<主要な業務実績> 採択した事業実施計画について、施設等の設置工事は計画に沿って進行していることをヒアリング又は報告徴求により確認した結果、重要な計画変更を行うものや工事の進捗が遅れるなど、現地調査を必要とするものはなかった。	<評価と根拠> 評価一 事業実施計画の重要な変更等が必要と認められる案件がなく、現地調査の必要がなかった。 <課題と対応> 特になし	
	ウ 費用対効果分析を実施している事業においては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業においては5年目）までは利用状況の調査を行う。	ウ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業においては5年目）までのものの利用状況の調査を行う。	エ 設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業においては5年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 分母を対象件数とし、分子を確	<主要な業務実績> 費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目までのもの（17件）及び5年目までのもの（21件）について利用状況を確認した。	<評価と根拠> 評価b 利用状況報告が必要な対象事業全ての確認を行った。達成度は100%（38件/38件）であった。 <課題と対応> 特になし		

			<p>認した件数とする。</p> <p>s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>			
	<p>また、3年(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年)を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。</p>	<p>また、3年(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年)を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。</p>	<p>オ 事後評価 分母を効用が費用以下となった件数とし、分子を現地調査等を通じ改善を指導した件数とする。</p> <p>s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められ</p>	<p><主要な業務実績> 目標年を3年(肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年)としている施設 13 件について、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。</p> <p>その結果、全件数の投資効率が1を超過した(13件中13件)。</p> <p>なお、養豚施設等を整備する事業については、利用率が低迷していたことから、関係機関と連携した事故</p>	<p><評定と根拠> 評定一 効用が費用以下となった案件がなかった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

			<p>る</p> <p>b : 達成度合は 100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p>率削減と出荷頭数の維持・増加等の対応を行うよう事業実施主体等を指導した。</p> <p>また、新規参入者の現地調査・指導については、事業実施主体等と連携して支援体制の強化等に努め、平成 26 年度以降、早期指導の観点から、経営開始当初のものも対象として行っており、平成 30 年度も引き続き同様に (5 件) 実施した。</p> <p>※ 肉用牛生産の新規参入等を支援する事業は、平成 27 年度から国へ移管。</p>		
	<p>エ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から 10 業務日以内に承認等を行う。</p>	<p>エ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を 10 業務日以内とする。</p>	<p>カ 事務処理手続の迅速化</p> <p>分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子をこのうち 10 業務日以内で行った要領、実施計画の承認通知及び交付決定の通知の合計件数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間は、総受理件数 1,352 件の全てについて 10 業務日以内であった。</p> <p>(内訳)</p> <p>畜産分野 : 1,050 件 / 1,050 件</p> <p>野菜分野 : 302 件 / 302 件</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>進行管理システムの活用等による進行管理の徹底により、速やかな事務処理を行うことができた。達成割合は 100% (1,352 件 / 1,352 件) であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

			<p>100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、80%未満であった</p>			
	<p>オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。</p>	<p>オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。</p>	<p>キ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入</p> <p>分母を新規等の補助事業数とし、分子を評価手法導入事業数とする。</p> <p>s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b：達成度合は100%であった</p> <p>c：達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成30年度新規事業である酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち集合搾乳施設整備事業について、費用対効果分析により採択を行うこととした。また、同事業のうち労働負担軽減事業により整備する「乳用牛舎」、「搾乳ロボット」等について、新たなコスト分析基準を設定した。</p> <p>さらに、平成30年度緊急対策として措置された肉畜出荷円滑化緊急対策事業について、新たなコスト分析基準を設定した。</p> <p>なお、平成30年度補正予算関連事業として措置された畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業については、平成30</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>新規等の補助事業について、適切な評価手法の導入を行うことができた。達成度合は100%（3事業/3事業）であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

			<p>80%未満であった</p>	<p>年北海道胆振東部地震を受け、災害による大規模停電を受けて緊急的に実施した事業であり、その性格上、新たな評価手法の導入になじまなかったため、達成度合の算定に含めていない。</p> <p>【新規等の補助事業及び評価手法】</p> <p>①酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（費用対効果分析・コスト分析）</p> <p>②国産乳製品等競争力強化対策事業（コスト分析）</p> <p>③肉畜出荷円滑化緊急対策事業（コスト分析）</p>		
			<p>ク 評価手法の必要に応じた改善等</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>事業実施状況等を踏まえた結果、評価手法の改善等の必要がなかった。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定－</p> <p>評価手法の改善等の必要がなかった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

	<p>カ 畜産業振興事業等について、決算上の不用理由の分析を行う。</p> <p>また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、毎年度見直しを実施する。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p>	<p>カ 畜産業振興事業等について、次の取組を行う。</p> <p>（ア）決算上の不用理由の分析を行う。</p> <p>（イ）造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の</p>	<p>改善を要する</p> <p>ケ 決算上の不用理由の分析</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>コ 基金の見直し</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分で</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成 29 年度事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、平成 30 年 7 月 6 日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。</p> <p><主要な業務実績></p> <p>基金基準等に準じて定めた基金管理基準に基づき 7 基金の見直しを行った。</p> <p>このうち、使用見込みの低い加工原料乳生産者経営安定対策事業及び畜産経営維持緊急支援資金通事業の基金の一部を</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>不用額の大きい事業について、その理由を分析した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>基金管理基準に基づき、基金の見直しを行うことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1855 84 2439 226"></td> <td data-bbox="2439 84 2807 226"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1855 226 2439 1440"></td> <td data-bbox="2439 226 2807 1440"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1855 1440 2439 1486"></td> <td data-bbox="2439 1440 2807 1486"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1855 1486 2439 1929"></td> <td data-bbox="2439 1486 2807 1929"></td> </tr> </table>								

		見直しを行う。	あった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	返還させた。		
--	--	---------	---	--------	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-7	7 ICTの活用による業務の効率化

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
7 ICTの活用による業務の効率化 TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。	7 ICTの活用による業務の効率化 TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。	7 ICTの活用による業務の効率化 TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。	○7 ICTの活用による業務の効率化 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> TPP11協定の発効に伴い輸入加糖調製品からの調整金徴収業務が新たに開始されることから、平成30年2月以降、既存の輸入指定糖等の調整金徴収業務にWeb申請売買システムを導入することにより、業務の合理化・効率化を図るとともに、申請者の利便性の向上を図った。平成30年12月のTPP11協定の発効に伴う輸入加糖調製品からの調整金徴収業務にも当該Webシステムを導入したことにより新たな業務への対応を円滑かつ確実に実施することができた。	<評価と根拠> 評価b TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、所要のシステム整備を行ったことにより、業務の効率化に十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし	

					<p>また、牛・豚マルキンについては、TPP 11 協定発効に伴う制度改正を踏まえた現行システムの改修を行った。</p> <p>さらに、同年1月に導入した「勤務状況管理システム」により、出勤簿の管理や休暇届等の紙での提出等が不要となり、勤務管理業務の効率化が推進された。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-8	8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に関する事項 3 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制 砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施する	8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制 砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施する	8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制 砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施する	○8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制 (指標=適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定) s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 短期借入金の借入に当たり、平成31年3月18日に一般競争入札を実施し、平成31年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率(スプレッド)は、0%となった。 【参考】 応札金融機関: 3社 また、平成30年度においても、全ての借入期間を1週間以内としたことにより、変動利率(日本円TIBOR)は最も低くなることもに6/26以降の変動利率(日本円TIBOR)は0%となったこと	<評定と根拠> 評定b 競争性を持たせた借入金融機関の決定方法により、借入利率のうち固定利率(スプレッド)を低く抑えることができた。 また、全ての借入期間を1週間以内とし変動利率(日本円TIBOR)を最も低くすることにより、借入利息の抑制に努めることができた。 <課題と対応> 特になし	

	<p>とともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p>	<p>融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p>	<p>融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p>		<p>により、借入利息の抑制に努めた。 以上により短期借入金の金利については、平成 30 年度通算では 0.001%となった。(短期プライムレート：1.475%)</p>		
--	--	---	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>							
<p>特になし</p>							

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
3	「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価		
第5 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略]	第3 予算、収支計画及び資金計画 1～3 [略]	◎第3 予算、収支計画及び資金計画				
1 財務運営の適正化 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行する。 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	4 財務運営の適正化 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	4 財務運営の適正化 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。	○1 財務運営の適正化 （1）収益化単位の業務毎の予算と実績の適正な管理 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分	<主要な業務実績> 「独立行政法人農畜産業振興機構の運営費交付金収益化に係る基準等について〔平成28年3月31日付〕〔27農畜機第5928号〕」を平成31年3月29日に改正し、収益化単位の業務整理を行うとともに、予算と実績の管理を行った。	<評定と根拠> 評定b 規程を改正することにより、収益化単位の業務整理を行うとともに、予算と実績の管理を行うことができた。 <課題と対応> 特になし		

<p>益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。</p>			<p>であり、抜本的な改善を要する</p>			
<p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。</p>	<p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。</p>	<p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。</p>	<p>(2) 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示となるよう取り組む s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 平成 30 年度決算において適正なセグメント情報が開示できるよう、様式、表記内容等を会計監査人と相談し、開示できる体制を整備した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b セグメント情報開示に向けて、様式、表記内容等を会計監査人と相談し、平成 30 年度決算から開示できる体制を整備することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>2 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>	<p>5 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p>	<p>5 資金の管理及び運用 資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。 (1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資</p>	<p>○ 2 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 (指標 = 毎月 2 回以上の運用、有価証券による運用の実施) s：取組は十分で</p>	<p><主要な業務実績> 「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月 2 回以上実施した。 また、資本金、事業</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 支払に必要な資金は、支払が滞ることなく効率的に運用した。 また、長期運用が可能な資金についても、安全性に留意しつつ有価証券による効率的な運用を行うことができた。</p> <p><課題と対応></p>	

		<p>金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。</p> <p>(2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。</p>	<p>あり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>(経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響があった場合には、これを捨象して評価する。)</p>	<p>資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な資金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。</p>	<p>特になし</p>	
--	--	---	--	--	-------------	--

4. その他参考情報

(資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金 507 億円及び畜産業振興資金 2,584 億円 (関連法人等に対する出資金見合等 73 億円を含む。)、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金 482 億円を平成 30 年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

(関連会社等に対する出資)

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第 8 条及び業務方法書第 252 条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。

これらについては、平成 30 年 5 月～9 月の間に出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。

なお、平成 15 年 10 月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連会社等との契約の状況)

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

(目的積立金等の状況)

法人全体

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	平成 31 年度末	平成 32 年度末	平成 33 年度末	平成 34 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	35,612				
目的積立金	—				
積立金	—				
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	351				
当期の運営費交付金交付額(a)	2,441				
うち年度末残高(b)	351				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	14.4				

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	平成 31 年度末	平成 32 年度末	平成 33 年度末	平成 34 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	870				
目的積立金	—				
積立金	—				
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	188				
当期の運営費交付金交付額(a)	793				
うち年度末残高(b)	188				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	23.7				

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

補給金等勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	平成 31 年度末	平成 32 年度末	平成 33 年度末	平成 34 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	27,622				
目的積立金	—				
積立金	—				
うち経営努力認定相当額					

(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	平成 31 年度末	平成 32 年度末	平成 33 年度末	平成 34 年度末 (最終年度)
目的積立金	—				
積立金	—				
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	80				
当期の運営費交付金交付額(a)	357				
うち年度末残高(b)	80				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	22.4				

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	平成 31 年度末	平成 32 年度末	平成 33 年度末	平成 34 年度末 (最終年度)
目的積立金	—				
積立金	—				
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	60				
当期の運営費交付金交付額(a)	926				
うち年度末残高(b)	60				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	6.5				

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

でん粉勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	平成 31 年度末	平成 32 年度末	平成 33 年度末	平成 34 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	2,960				
目的積立金	—				
積立金	—				
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	15				
当期の運営費交付金交付額(a)	311				
うち年度末残高(b)	15				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	4.8				

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定

(単位：百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	平成 31 年度末	平成 32 年度末	平成 33 年度末	平成 34 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	4,161				
目的積立金	—				
積立金	—				
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	9				
当期の運営費交付金交付額(a)	54				
うち年度末残高(b)	9				
当期運営費交付金残存率(b÷a)	16.7				

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4	短期借入金の限度額

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
—	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金額の十分な精査 ○1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、借入れの必要はなかった。	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> 特になし	

					<27年度>152億円 <28年度>226億円 <29年度>215億円 <30年度>169億円			
		3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。	3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120億円とする。	○3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 資金の状況を把握した結果、借入れの必要はなかった。	<評定と根拠> 評定－ <課題と対応> 特になし		

4. その他参考情報

(砂糖勘定の繰越欠損金)

繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。

平成30年度においては、調整金等収入517億円に対し、交付金等支出465億円で52億円の調整金の収支差が生じたことから、平成30年度末における砂糖勘定の繰越欠損金は211億円となった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
5	1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			
	緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施	緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施	○1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業実施に伴う返還金等の不要となる資金については、平成30年10月31日に471百万円の国庫納付を行った。また、配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金21,891百万円を平成31年3月29日に国庫納付を行った。	<評定と根拠> 評定b 国からの納入告知に基づき、計画どおり国庫納付を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	

	に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。	に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。	実施に伴う返還金等の金銭による納付 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する			
	平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。	平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。	○2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分	<主要な業務実績> 平成 23 年度に牛肉・稲わらせシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した対策のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業及び原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業について、返還額等を四半期毎（平成 30 年 4 月 26 日、7 月 31 日、10 月 31 日及び平成 31 年 1 月 31 日）に国庫納付した。 〔国庫納付額〕 ・肉用牛肥育経営緊急支援事業：52 百万円	<評定と根拠> 評定 b 国からの納入告知に基づき、計画どおり四半期毎に国庫納付を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	

				であり、抜本的な改善を要する	・原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業：94百万円		
--	--	--	--	----------------	----------------------------------	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
					業務実績	自己評価	
—	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	—	—	<主要な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> 評定—	

4. その他参考情報	
特になし	

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
7	剰余金の使途

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 業務運営に必要なものに充てるべき剰余金はなかった。	<評定と根拠> 評定— <課題と対応> 特になし	

--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
8-1	1 ガバナンスの強化

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価		
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 内部統制の充実・強化</p> <p>法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 ガバナンスの強化</p> <p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況につ</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 ガバナンスの強化</p> <p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制の充実・強化を図るため、次の取組を行い、必要に応じて規程等を見直す。</p> <p>ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。</p>	<p>◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>○1 ガバナンスの強化</p> <p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>ア 内部統制の推進</p> <p>s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b: 取組は十分であった</p> <p>c: 取組はやや不</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成30年5月28日に内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリング結果に基づき、課題や新たなリスク等の洗い出しを行い、改善策の検討等を行った。一方、業務運営に関連した不適切な事案があったことを踏まえ、理事長と管理</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価b</p> <p>内部統制委員会を開催し、各種取組に係るモニタリング結果等を踏まえ、内部統制の推進を図った。一方、業務運営に関連した不適切な事案があったが、①機構内で確認手続を行う過程でこれら事案を発見しており、内部統制に係るチェック機能は働いて</p>		

<p>応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p>	<p>いてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p>		<p>十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>職の意見交換、若手職員へのヒアリング、役員間での意見交換、他法人での取組の参照等を行った上で、平成31年3月25日に開催した内部統制委員会において、内部統制に関する改善方針等を取りまとめた。</p>	<p>いたと考えられること、②その再発防止策を策定し既に実行していることに加え、改善方針を年度内に策定するなど、内部統制全般についての一層の充実・強化に努めたことを考慮し、全体として十分な取組を行ったものと評価した。</p> <p><課題と対応></p> <p>上述の個別の再発防止策を引き続き実施するとともに、内部統制に関する改善方針及びその具体化方策を着実に実施し、職員の資質・意識のさらなる向上等に努めていく必要がある。</p>	
		<p>イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。</p>	<p>イ 役員会の開催</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>第4期中期計画の変更認可申請、財務諸表の承認申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を18回開催し、審議を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>理事長の意思決定の補佐について、役員会の開催により、十分に取り組んだ。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
		<p>ウ 組織目標の達成等に必要</p>	<p>ウ 役職員間の意思疎通及び情</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>組織に与えられた</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p>	

		<p>情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的に開催する。</p>	<p>報共有化の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>ミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長のマネジメントにより、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題の把握・対応等を共有し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知を図った。</p>	<p>計画どおり幹部会（原則毎週）の開催や幹部会資料のイントラネットへの掲載等を行うこと通じ、役職員間の意思疎通及び情報共有に十分取り組んだ。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
		<p>エ 平成 30 年度内部監査年度計画に基づく内部監査を実施する。</p>	<p>エ 内部監査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 平成 30 年度内部監査年度計画（平成 30 年 3 月 15 日付け 29 農畜機第 6599 号）に基づき、特産調整部、総務部、野菜需給部、畜産需給部の所掌業務、契約事務、法人文書の管理状況及び情報セキュリティ対策について、内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 内部監査については、平成 30 年度内部監査年度計画における被監査部署 4 部署及び 3 テーマ（計 7 件）について、計画どおり実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
		<p>オ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進</p>	<p>オ リスク管理対策の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な</p>	<p><主要な業務実績> 平成 30 年 9 月 13 日にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 計画どおり、リスク管理委員会を開催し、リスク管理の適切かつ効果</p>	

		<p>する。</p>	<p>成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>状況等について審議した。 平成 30 年度の委員会では、 ① リスク管理上の問題が発生した事案等について、各部においてリスクの見直しを行い、リスク管理一覧表の新たな対策の追加等が行われていることを確認 ② 職員のリスク管理に対する意識を向上させるとともに、リスク管理の形骸化を防止するため、各部で実施した取組について共有 するなど、リスク管理の適切かつ効果的な実施に十分取り組んだ。</p>	<p>的な実施に十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし</p>	
	<p>カ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。</p>	<p>カ 個人情報保護対策の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> 平成 30 年 6 月 6 日及び 6 月 15 日に情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省）に職員 2 名を参加させた。また、地方事務所において派遣職員を対象に指導を行った（鹿児島：7 月、8 月、10 月、1 月 那覇：10 月）。 平成 30 年 11 月 26 日～12 月 7 日の間に実施されたコンプライアンスに関する認識度調査において、個</p>	<p><評定と根拠> 評定 b 職員の保有する個人情報の適正な取扱いの重要性を認識させるとともに、適切な保護対策等を習得させることができた。 <課題と対応> 特になし</p>		

		<p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p>	<p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、コンプライアンス委員会で審議された平成 30 年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p>	<p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>個人情報の保護についてセルフチェックを行い、個人情報の漏えい防止のための対応が概ね適切に行われていることを確認した。</p> <p>このほか、平成 31 年 2 月 1 日から 8 日に個人情報保護管理担当者（各課長）を対象に個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱いに関する自己点検を実施し、状況を確認するとともに、必要に応じて適正な取扱いについて指導した。</p> <p><主要な業務実績> 平成 30 年度コンプライアンス推進計画（平成 30 年 3 月 15 日付け 29 農畜機第 6603 号）に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口（内部相談窓口・外部相談窓口）の周知及び適切な対応、研修の実施、認識度調査、推進状況の点検、「コンプライアンス推進週間」（5 月、10 月）における各種取組、情報の提供、教育資材の活用等について、計画どおり実施した。</p> <p>また、平成 31 年 3 月 5 日に第 12 回コンプライアンス委員会</p>	<p><評定と根拠> 評定 c 平成 30 年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンスの推進を実施することができた。</p> <p>また、コンプライアンス委員会を開催し、平成 30 年度コンプライアンス推進計画の実施状況を報告するとともに、平成 31 年度コンプライアンス推進計画を策定することができた。</p> <p>一方、平成 30 年度においてコンプライアンス上問題のある事案があったことを踏まえ、c 評価とした。</p> <p><課題と対応></p>	
--	--	---	--	--	--	---	--

				<p>を開催し、平成 30 年度コンプライアンス推進計画の実施状況を報告するとともに、平成 31 年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。</p> <p>一方、平成 30 年度においては、コンプライアンス上問題のある事案があったことを踏まえ、職員の職務執行上の危機感やリスク意識、倫理観の不足等の改善を図るため、内部統制に関する改善方策を策定し、コンプライアンス意識の徹底等に資する研修の実施及びコンプライアンス推進相談等窓口の効果的な周知を行うこととした。</p>	<p>コンプライアンスに反する事案の再発防止のため、内部統制担当役員をはじめ各般のレベルでの意見交換等を実施し、内部統制関連部署において内部統制に関する改善方針及びその具体化方策をとりまとめた。その中で、より一層風通しの良い職場環境作りやコンプライアンス意識を醸成するための各種取組を引き続き実施することに加え、コンプライアンスに関するテーマを設定した上で各部署内で意見交換を行い、その結果を機構内で共有する、また、他法人等におけるコンプライアンス違反の事例を担当役員から共有するなどコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンス意識の徹底等に資する研修の実施及びコンプライアンス推進相談等窓口の利用促進に資する効果的な周知を行うこととした。</p> <p>今後は具体化方策を着実に実施し、その見直しを検討する等、PDCA サイクルを徹底する。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
8-2	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） （1）職員の人事に関する方針 （2）人員に関する指標 （3）業務運営能力等の向上

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
2 職員の人事に関する計画 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、研修等による人材の育成及び適切な配置を行う。	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、適正な新規採用等を着実に実施する。	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。 また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。	○2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） ◇(1) 職員の人事に関する方針 (指標＝職員の適正な配置、人事評価制度等) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する	<主要な業務実績> 職員の適正な配置に資するよう、勤務状況管理システムにより職員の勤務時間等をリアルタイムに把握した。また、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえ職員の適正配置を行ったほか、人事評価制度、管理職ポストオフ制度を実施した。 さらに、8名の新規採用及び8名の中途採用を行った。	<評定と根拠> 評定b 機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、職員の適正配置、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、新規採用等を方針どおりに十分に実施した。 <課題と対応> 特になし	

	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、250 人を上回らないものとする。</p> <p>[参考1] 期初の常勤職員数の見込み237人 期末の常勤職員数の見込み250人 (期初の常勤職員数にTPP11協定の発効に伴い追加される加糖調製品からの調整金徴収業務に係る増員数13人を加えた数)</p> <p>[参考2] 中期目標期間中の人件費総額見込み10,643百万円</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。 ア 職員の総合</p>	<p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数は、250 人を上回らないものとする。</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上 職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。 ア 職員の総合</p>	<p>d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>◇ (2) 人員に関する指標 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p> <p>(各年度の年度計画において規定されている具体的な常勤職員数の目標に基づき、達成度合を評価する)</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上 ア 階層別研修</p>	<p><主要な業務実績> 期末の常勤職員数は233人となった。</p> <p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠> 評定b 常勤職員数が計画どおり250人を上回っていないことを確認した。</p> <p><課題と対応> 特になし</p> <p><評定と根拠></p>	
--	--	--	---	---	--	--

	<p>的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。</p>	<p>的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。</p> <p>(ア) 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等</p> <p>(イ) 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、統計研修等</p> <p>(ウ) 管理職研修として、新任管理職研修等</p>	<p>の実施</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>平成 30 年度新規採用者等に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、以下の研修を実施した。</p> <p>ア 新聞購読研修（11 月～3 月、平成 31 年度新規採用予定者 4 名）</p> <p>イ 採用時衛生研修（4 月、7 月、10 月、平成 30 年度新規採用者 8 名、中途採用者 8 名）</p> <p>ウ 業務概要習得研修（4 月、7 月、10 月、平成 30 年度新規採用者 8 名、中途採用者 8 名）</p> <p>エ ビジネスマナー研修（4 月、平成 30 年度新規採用者 8 名）</p> <p>オ 初任者現地研修（2 月、平成 30 年度新規採用者 8 名、平成 29 年度中途採用者 2 名）</p> <p>一般職員に対し、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に以下の研修を実施した。</p> <p>ア 農村派遣研修（7～2 月、9 名）</p> <p>イ 行政実務研修（7～6 月、3 名）</p> <p>ウ 係長研修（11 月、</p>	<p>評価 b</p> <p>階層別に求められる職員の総合的能力を養成するため階層別研修を実施することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
--	--	--	--	--	---	--

				<p>1名) エ 中堅職員研修 (10月、2名) オ 上級中堅職員 研修(7、9、10月、 4名) カ 役員等を講師 とした機構業務の位 置付け等に係る研修 (6、10、11月、217 名)</p> <p>管理職に対し、必要 とされる知識及び技 能を付与し、管理者と しての能力を高める ことを目的に以下の 研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任管理職研修 (5、6、7、9月、 4名) ・中堅管理職研修 (10、11月、5名) 		
				<p><主要な業務実績> 職員の専門能力を 養成するため、以下の 研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計関連研修 会計事務職員研修 (10~11月、1名) ・広報・システム関連 研修 (6、7月、2名) ・情報ネットワーク維 持管理研修(12、1月、 2名) ・総務・人事関連研修 ア 衛生管理者養成 研修(8月、3名) イ 個人情報保護研 修(6月、2名) 	<p><評価と根拠> 評価 b 職員の専門的能力を 養成するための専門分 野別研修を計画どおり に実施することができ た。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>イ 職員の専門 的能力を養成す るため、必要に応 じて、会計事務職 員研修、情報ネッ トワーク維持管 理研修、衛生管理 者養成研修等の 専門別研修を実 施する。</p>	<p>イ 職員の専門 的能力を養成す るため、人事異動 に応じて、各部署 で必要とされる 能力を確保する ため、必要に応じ て下記の研修を 受講させる。</p> <p>(ア)会計関連研 修として、会計事 務職員研修 (イ)広報・システ ム関連研修とし て、広報研修、情 報ネットワーク 維持管理研修 (ウ)総務・人事関</p>	<p>イ 専門別研修 の実施 s:取組は十分に あり、かつ、目標 を上回る顕著な 成果があった a:取組は十分に あり、かつ、目標 を上回る成果が あった b:取組は十分に あった c:取組はやや不 十分であり、改善 を要する d:取組は不十分 であり、抜本的な 改善を要する</p>			

		<p>連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修</p> <p>(エ) 監査関連研修として、内部監査研修等</p> <p>(オ) 調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修、</p> <p>(カ) 畜産関連研修として、中央畜産技術研修会、食肉基礎研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査関連研修 内部監査研修（6、10月、2名） ・ 調査情報関連研修 ア 語学向上研修（2月、1名） イ JETRO派遣（海外派遣を含む）研修（4月～3月、3名） ・ 畜産関連研修 ア 中央畜産技術研修（6、7、9、11月、11名） イ 食肉基礎研修（12月、5名） 		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
8-3	3 情報公開の推進 (1) 情報開示及び照会事項への対応 (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報提供した事項に対する照会件数	—	3件	3件					
目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	3件	3件					
達成度合	—	100%	100%					
機構からの直接補助対象者等に係る情報公表回数	—	2回	2回					
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回					
達成度合	—	100%	100%					
生産者等への資金に係る情報公表回数	—	2回	2回					
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回					
達成度合	—	100%	100%					
輸入指定糖等から徴収した調整金の総額等に係る情報公表回数	—	4回	4回					
目標業務日以内に対応した回数	四半期終了月の翌月末までの公表	4回	4回					
達成度合	—	100%	100%					
機構からの補助金により造成された基金数	—	7基金	7基金					
保有状況等を公表した基金数	全ての基金について公表	7基金	7基金					
達成度合	—	100%	100%					
事業返還金を含む経理の流れに係る情報	—	1回	1回					

公表回数								
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	1回	1回					
達成度合	—	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価		
3 情報公開の推進 (1) 情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	3 情報公開の推進 (1) 情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、同法第22条第1項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	3 情報公開の推進 (1) 情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく情報の開示を行うほか、同法第22条第1項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	○3 情報公開の推進 ◇(1) 照会事項への対応 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応 s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b : 達成度合は100%であった c : 達成度合は、80%以上100%未満であった d : 達成度合は、80%未満であった (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 ◇ア 畜産関係	<主要な業務実績> 情報提供した事項に対する照会件数3件のうち、翌営業日以内の回答は3件であった。	<評定と根拠> 評定b 3件のうち3件について、翌営業日以内に対応し、達成度合は100%(3件/3件)であった。 <課題と対応> 特になし		
(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施す	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施す	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施す	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 ◇ア 畜産関係				

<p>る補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>る補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>る補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。</p> <p>ア 畜産関係業務、野菜関係業務</p> <p>(ア) 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p>	<p>業務、野菜関係業務</p> <p>(ア) 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進</p> <p>分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。</p> <p>s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>畜産関係業務及び野菜関係業務において、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を平成30年9月28日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>計画どおり9月末までに公表することができた。達成度合は100%(2回/2回)であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
<p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>(イ) 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。</p>	<p>(イ) 生産者等への資金に係る情報公開の推進</p> <p>分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。</p> <p>s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた</p>	<p>(イ) 生産者等への資金に係る情報公開の推進</p> <p>分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。</p> <p>s : 達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>畜産関係業務及び野菜関係業務において、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を平成30年9月28日にホームページにおいて公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>計画どおり9月末までに公表することができた。達成度合は100%(2回/2回)であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	

<p>特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。</p>	<p>特産関係（砂糖・でん粉）については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p>	<p>イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p>	<p>取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった</p>	<p><主要な業務実績> 機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p><評価と根拠> 評価b 計画どおり当該四半期の最終月の翌月末までに情報を公表することができた。達成度合は100%（4回/4回）であった。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>		
---	---	--	---	--	---	--	--

<p>また、畜産業振興事業により、事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を公表する。</p>	<p>ウ 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。</p>	<p>d : 達成度合は、80%未満であった</p> <p>◇ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進</p> <p>分母を機構からの補助金により造成された基金数とし、分子を公表した基金数とする。</p> <p>s : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる</p> <p>a : 達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる</p> <p>b : 達成度合は 100%であった</p> <p>c : 達成度合は、80%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、80%未満であった</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>基金管理基準に基づき、以下の7基金について、名称、基金額等の基本的事項等を平成 30 年 10 月 26 日にホームページにおいて公表した。</p> <p>①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④事業準備財産 ⑤畜産高度化支援リース基金 ⑥加工原料乳生産者積立金 ⑦肥育安定基金</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>基金管理基準に基づき、基本的事項を公表することができた。達成度合は 100%（7基金/7基金）であった。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	
<p>このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業</p>	<p>このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業</p>	<p>エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等</p>	<p>◇エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進</p> <p>分母を公表回数とし、分子を 9</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>平成 29 年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れ</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>平成 29 年度の実績に係る畜産業振興事業に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む</p>	

<p>振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。</p>	<p>振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。 また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行う。</p>	<p>を付記した上で9月末までに公表する。</p>	<p>月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった</p>	<p>を事業返還金の活用理由等を付記した上で、わかりやすい内容で平成30年7月31日にホームページにおいて公表した。</p>	<p>経理の流れを、わかりやすい内容で9月末までに機構ホームページにおいて公表することができた。達成度合は100%（1回/1回）であった。 <課題と対応> 特になし</p>	
---	--	---------------------------	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
8-4	4 消費者等への広報 (1) 消費者等への情報提供 (2) ホームページの機能強化

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
					業務実績	自己評価		
	4 消費者等への広報 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信する。 また、ホームページによる情報提供については、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報	4 消費者等への広報 (1) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。	4 消費者等への広報 (1) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。	○ 4 消費者等への広報 ◇ (1) 消費者等への情報提供				
			ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会	ア 広報推進委員会における広報活動の改善策	<主要な業務実績> 各部の幹部職員から構成される広報・シ	<評定と根拠> 評定 b ホームページ等の改		

<p>に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>		<p>を開催し、改善策を検討する。</p>	<p>についての検討 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>システム推進委員会を5回（うち1回は書面）開催し、ホームページやその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討し、その結果を踏まえ、フェイスブックの発信記事を通じた分りやすい機構業務の紹介や機構の業務運営に対する国民の理解を深めるためのコンテンツの作成、TPP11協定の発効に伴う業務内容の変更等を反映した業務紹介パンフレットの改訂等を行った。</p>	<p>善を図るため、広報・システム推進委員会において、広報活動の改善と強化について検討し、広報活動の改善・強化に努めることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
	<p>ア 消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の充実を図る。</p>	<p>イ 消費者等の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p>	<p>イ 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分</p>	<p><主要な業務実績> 消費者ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を平成31年1月に実施した。(10代～60代以上の男女、有効サンプル数は200名)</p>	<p><評定と根拠> 評定b 平成31年度における情報提供の参考とするため、計画どおりアンケート調査を実施することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	

			<p>であり、抜本的な改善を要する</p> <p>ウ ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった</p> <p>b：取組は十分であった</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、業務内容の説明にとどまらず、業務の必要性・意義をその背景も含めて消費者向けに訴求するためのコンテンツを作成し、HPに掲出した。</p> <p>機構の認知度を向上させるとともに、農畜産業や機構業務への理解を深め、機構のファンを増やすことを目的としたフェイスブックを開設し、随時発信を行った。</p> <p>平成 29 年度に実施したアンケートにおいて、関心の高い事項として、農畜産物の価格、味、見た目、生産現場を知りたいとの回答が多かったことを踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」に野菜の価格動向や産地に関する情報等を整理・掲載した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>機構の業務運営に対する国民の理解を深めるためのコンテンツをホームページに掲載することで、機構の業務の必要性・意義をより分かりやすい形で消費者等に情報提供することができた。</p> <p>また、機構の業務活動について広く消費者等の理解を得るとともに機構の認知度を向上させるツールとして、フェイスブックによる情報発信を行うことができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>			
			<p>イ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関</p>	<p>ウ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関</p>	<p>エ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催</p> <p>(指標＝消費者等との意見交換</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>消費者等の理解促進を図るため、国産チーズの競争力強化対策をテーマとしてチーズの研究を行う研究所を消費者代表の</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 b</p> <p>意見交換会に参加した消費者代表の方からは、このような意見交換会の機会を増やし、機構の生産者と消費者を繋</p>	

<p>する消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>する消費者等の理解の促進を図る。</p>	<p>会、セミナー等の実施) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>方々と訪問し、関係者との意見交換会を実施した。 また、野菜の生産現場を消費者代表の方々と訪問し、生産者、出荷団体等との意見交換会を実施した。 このほか農林水産省等が主催する食育推進全国大会、実りのフェスティバル等へ出展し、機構の業務等について情報を発信した。 さらに、alic セミナーの開催（8回）、広報誌の発行（6回）等を通じて、消費者等への情報提供に取り組んだ。</p>	<p>ぐ役割に期待したいとの意見が出されるなど、生産現場の実態及び農畜産業振興に係る機構業務の必要性等への理解促進を図ることができた。 また、alic セミナーの参加者向けアンケートでは、特に海外の牛肉市場、豚肉市場の最新情報等タイムリーな話題を提供したことにより大宗が「良かった」・「まあ良かった」との回答結果が得られ、高評価を得ることができた。</p>	<p><課題と対応> 特になし</p>	
<p>(2) ホームページの機能強化 ホームページによる情報提供については、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページのスマートフォンへの対応等、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>(2) ホームページの機能強化 ホームページの機能強化を図るため、以下の取組を行う。 ア ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を実施する。 イ アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、ホームページをスマートフォンへ対</p>	<p>◇(2) ホームページの機能強化 (指標＝活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p>	<p><主要な業務実績> アクセス解析ソフトによりアクセス数等の集計分析を行い、各部へアクセス分析の結果を提供し、情報提供の充実に活用した。 消費者の機構の認知度を向上させるツールとして新たにフェイスブックの活用を開始した。併せて消費者等に対して機構の業務の必要性・意義をより分かりやすい形で情報提供するコンテンツを新たにホームページに設けるとともに、平成 29 年</p>	<p><評価と根拠> 評価 b アクセス分析を行うことにより、情報提供のテーマ選定の検討等に活用することができた。 平成 29 年度のアンケート結果等を踏まえ、機構の業務活動について広く消費者等の理解を得ることや機構の認知度を向上させるツールとして、フェイスブックによる情報発信を行うことができた。 また、機構の業務運営に対する理解を深めるためのコンテンツをホームページに掲載するとともに、スマートフォ</p>		

			<p>応させるなど必要に応じてその結果をホームページに反映させる。</p>	<p>d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>度から順次行ってきたスマートフォン対応について、平成 30 年度は、「畜産の情報」等のコンテンツを行うなどホームページの機能強化を図った。</p>	<p>ン対応を引き続き行うことを通じて、機構の業務の必要性・意義を消費者等により分かりやすく利便性の高い形で情報提供することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
--	--	--	---------------------------------------	-------------------------------	--	---	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
8-5	5 情報セキュリティ対策の向上 (1) 情報セキュリティ対策の向上 (2) 緊急時を含めた連絡体制の整備

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
5 情報セキュリティ対策の向上 サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施	5 情報セキュリティ対策の向上 (1) サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施	5 情報セキュリティ対策の向上 (1) サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施	○5 情報セキュリティ対策の向上 ◇(1) 情報セキュリティ対策の向上 (指標=規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策の改善等) s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b: 取組は十分であった c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組は不十分	<主要な業務実績> ① 平成30年5月11日に情報セキュリティ委員会を開催し、平成29年度の情報セキュリティ対策の実績を報告するとともに、平成30年度の情報セキュリティ対策推進計画の了承を得た。 ② 情報システム台帳の更新を行った上で、各部署に対してヒアリングを行い、各情報システムの現状、今後の更改等の予定、費用等を把握した。 ③ 役職員を対象として、外部講師による情報セキュリティ研修会、eラーニング及び標的型メール訓練	<評定と根拠> 評定c インシデントに係る再発防止策として関係規程の改正を行うとともに、情報セキュリティに係るPDCAサイクルを構築するため、情報セキュリティ委員会での審議を経て、平成30年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、これに基づく訓練、研修、自己点検等の取組を計画通りに十分実施することができた。 機構で発生した情報セキュリティインシデントについては、サーバへのアクセス管理及び備品の使用管理が徹底されており、かつ、職員	

<p>状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>を実施した。</p> <p>④ 役職員を対象として、定期的に標的型攻撃メール等に対する対策及び不審メール等の事例の周知を行った。</p> <p>⑤ 役職員による自己点検を行い、点検結果に基づく各部署から報告のあった改善結果について、評価を行い、得られた共通的な留意点について、次年度の自己点検計画に反映させることとした。</p> <p>⑥ 個人情報等を有するなどの機密性の高いシステム等のネットワークセグメントの分離について、スペシャルフォルダの分離を実施し、4月からの運用開始に向け、データ移行等の準備を進めるとともに、対象となった業務システムの分離を実施し、運用を開始した。</p> <p>⑦ ウィンドウズアップデート管理機器、ログ解析サーバを導入し、運用を開始した。</p> <p>⑧ プロキシサーバ、IPSによる外部監視サービス、ファイル暗号化システム及び振舞検知ソフトについては、運用を継続した。</p> <p>⑨ NISCによるペネ</p>	<p>に情報セキュリティに係るルールが十分に認識されていれば防止できたとも考えられることから、これらの取組が不十分であったと考える。</p> <p><課題と対応> 情報セキュリティインシデントについては、その発生要因を分析した上で、以下の再発防止策を講じた。</p> <p>① 不正なアクセスを防止する観点からの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務室への入退室管理の厳格化 ・通行証管理の徹底 ・サーバへのアクセスに必要なパスワード管理の徹底 <p>② 対外非公表とすべき情報の持ち出しを防止する観点からの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・USBメモリの一元管理の徹底及び機構外への持ち出しの原則禁止 ・機密性の高い情報の保存管理ルールの徹底 ・在職中に加え、退職後も秘密保持を義務付け <p>③ 情報セキュリティ一般の向上を図る観点からの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の充実 ・内部・外部の主体による監査の強化 ・効果的・効率的なリスク管理の励行 	
---	---	---	-----------------------	---	---	--

				<p>トレーションテストが実施され、指摘された事項については、全て適正に対応した。</p> <p>⑩ 情報セキュリティインシデントが発生したことから、事実関係の確認を行うため、事案に関連して使用された機器のデジタルフォレンジック調査等を実施した。</p> <p>さらに、外部有識者の助言を仰ぎ、確認された事実関係に基づく発生要因の検証を行った上で、再発防止策を策定し、これらをNISC に対して報告するとともに、その概略について对外公表を行った。</p> <p>⑪ 上記の機構で発生した情報セキュリティインシデントへの対処のために策定した再発防止策に基づき、機構情報セキュリティ規程及び同規程の下位規程の一部改正を行った。</p>	<p>今後も必要な対策を着実に取り組んでいくこととしている。</p>	
	<p>(2) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障</p>	<p>(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備</p> <p>所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を</p>	<p>◇(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備</p> <p>(指標＝所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施等)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行った。また、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施状況等について、同省の担当</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定b</p> <p>緊急時を含めた連絡体制の整備等について、農林水産省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施することができた。</p>	

	害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	部局に連絡・相談することにより情報交換を行った。 このほか、機構内の各情報システム責任者等の名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。	<課題と対応> 特になし	
--	--	---	---	---	-----------------	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
8-6	6 施設及び設備に関する計画 7 積立金の処分に関する事項 8 長期借入れを行う場合の留意事項

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	—	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	—	—	—
	—	7 積立金の処分に関する事項 畜産勘定の前中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）附則第8条第1項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第10条第1号ニからチまでに規定する業務、同	7 積立金の処分に関する事項 畜産勘定の前中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）附則第8条第1項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第10条第1号ニからチまでに規定する業務、同	○7 前中期目標期間繰越積立金の処分 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> (畜産勘定) 畜産勘定の前中期目標期間繰越積立金870百万円は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理している。 (補給金等勘定) 補給金等勘定の前中期目標期間繰越積立金31,787百万円は、機構法第10条第1号に規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。	<評定と根拠> 評定b 前中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定においてそれぞれ適切に管理されている。 <課題と対応> 特になし

	<p>条第5号ニ及びホに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第3条第1項に規定する業務に充てることとする。</p>	<p>条第5号ニ及びホに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第3条第1項に規定する業務に充てることとする。</p>		<p>(でん粉勘定) でん粉勘定の前中期目標期間繰越積立金2,960百万円は、機構法第10条第5号に規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。</p> <p>(肉用子牛勘定) 肉用子牛勘定の前中期目標期間繰越積立金6,247百万円は、機構法附則第5条による肉用子牛生産安定等特別措置法第3条第1項に規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。</p>		
<p>6 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。</p>	<p>8 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。</p>	—	<p>○8 長期借入れを行う場合の留意事項 長期借入金の極力有利な条件での借入れ s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な</p>	<p><主要な業務実績> 長期借入は行わなかった。</p>	<p><評定と根拠> 評定— <課題と対応> —</p>	

				改善を要する			
--	--	--	--	--------	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							